

## 公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）会員の経済的地位の向上を図るため、センター定款第4条の規定に基づいて行う住宅資金及び生活資金、教育資金（以下「資金」という。）の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸付対象)

第2条 資金は次の各号種別に応じ、当該各号に該当する場合に貸し付ける。

#### (1) 住宅資金 次に掲げる場合

ア 自ら居住するための住宅の取得（建築又は購入）及び建て替え・買い替え・増改築に必要な資金

イ 自ら居住するための住宅の建築を目的とした土地の購入に必要な資金

#### (2) 生活資金 会員又は会員と生計を一つにする扶養家族のために要する生活資金（車の購入、冠婚葬祭費用、育児費用や育児休業中の生活資金等）ただし、高利肩代資金・財テク資金・事業資金を除く

#### (3) 教育資金 親族の学校等への納付金、受験費用（受験料・旅費・宿泊費）及び入学金・授業料・住居の確保に要する敷金・周旋料等

### (融資種類)

第3条 融資種類は、センターと四国労働金庫（以下「労金」という。）との間で交わした別途覚書により定める。

### (金利)

第4条 金利については、センターと労金との間で交わした別途覚書により定める。

### (返済期間)

第5条 資金の返済期間は労金の返済期間に準ずる取扱いとする。

### (貸付限度額)

第6条 資金の貸付限度額は労金の融資限度額に準ずる取扱いとする。

### (借入資格)

第7条 資金を借り受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。ただし、主として金融を業とする事業所の事業主及び未成年者（親権者の同意が得られるものを除く。）は資金を借り受けることができない。

#### (1) センター会員であり、会員期間が3か月以上の者。

#### (2) 事業主においては3年以上事業が継続していることとし、従業員においては現在の職場（家族従業員等にあつては、3年以上事業が継続している事業所であること）に1年以上勤務しており今後も引き続き勤務しようとする者であること。

#### (3) 市町村民税等の滞納がない者。

#### (4) 原則として、社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日信協」という。）の保証が受けられる者（連帯保証人）

第8条 連帯保証人は、原則として不要とする。

### (保証料)

第9条 貸付保証料は借入人の負担とし、支払い方法及び料率は日信協の定めるところによる。

### (申込)

第10条 申込については、センターと労金との間で交わした別途覚書により定める。

### (貸付の決定)

第11条 借受人申込書が提出されたときは、労金にて審査を行い、その結果を当該申込者に通知するものとする。

### (貸付の取消し)

第12条 センターは申込者がその資格を欠き、又は貸付条件に反し、若しくは事実と異なる記載をしたことが明らかとなったときは、その申込を拒否し、又は貸付金を返還させることができる。

### (借換え)

第13条 資金の途中借換えは、労金の融資制度に準ずる取扱いとする。

(その他の事項)

第14条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成6年9月17日から施行し、平成6年9月1日から適用する。
- 2 高知市中小企業勤労者福祉サービスセンター会員に貸し付けられている貸付金については、なお従前の例による。
- 3 センター設立当初の審査委員の任期は第13条第5項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記日から施行する。